

伊方原子力発電所環境安全管理委員会設置要綱

(目的)

第1条 四国電力株式会社が伊方町に設置する伊方原子力発電所（以下「発電所」という。）周辺の安全確保及び環境保全に資するため、伊方原子力発電所環境安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討、評価し、知事に必要な意見を述べる。

- (1) 環境監視の方法（緊急時に係るものも含む。）
- (2) 環境放射線等の調査測定結果
- (3) 放射性廃棄物の環境への放出状況及び保管管理状況
- (4) 発電所の主要な施設の設置、変更等に係る安全対策
- (5) 発電所の保守及び運転に係る安全対策
- (6) その他発電所周辺の安全確保及び環境保全に関し、必要な事項

(委員会)

第3条 委員会は、委員31人以内をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験者その他適当と認める者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長の選任は、委員の互選による。
 3 会長は、委員会を代表し、委員会の事務を掌理する。
 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(専門部会)

第6条 委員会に、次の表の左欄に掲げる専門部会を置き、これらの専門部会の所掌事項は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

環境専門部会	第2条第1号、第2号、第3号（放射性廃棄物の環境への放出状況に係る部分に限る。）及び第6号の任務に関する技術的事項
原子力安全専門部会	第2条第3号（放射性廃棄物の保管管理状況に係る部分に限る。）、第4号及び第5号の任務に関する技術的事項

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

(部会長)

- 第7条 専門部会に部会長1人を置く。
- 2 部会長の選任は、専門部会を構成する委員の互選による。
 - 3 部会長は、専門部会を代表し、専門部会の事務を掌理する。
 - 4 部会長に事故があるときは、専門部会を構成する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
 - 5 部会長は、専門部会の審議結果を委員会に報告するものとする。

(会議)

- 第8条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 専門部会の会議は、会長の指示により部会長が招集し、部会長が議長となる。

(事務の処理)

- 第9条 委員会の事務は、県民環境部において処理する。

(雑則)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月18日から施行する。

伊方原子力発電所環境安全管理委員会設置要綱 新旧対照表

新	旧
(目的) 第1条 四国電力株式会社が伊方町に設置する伊方原子力発電所（以下「発電所」という。）周辺の安全確保及び環境保全に資するため、伊方原子力発電所環境安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。	(目的) 第1条 四国電力株式会社が伊方町に設置する伊方原子力発電所（以下「発電所」という。）周辺の安全確保及び環境保全に資するため、伊方原子力発電所環境安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
(任務) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討、評価し、知事に必要な意見を述べる。 (1) 環境監視の方法（緊急時に係るものも含む。） (2) 環境放射線等の調査測定結果 (3) 放射性廃棄物の環境への放出状況及び保管管理状況 (4) 発電所の主要な施設の設置、変更等に係る安全対策 (5) 発電所の保守及び運転に係る安全対策 (6) その他発電所周辺の安全確保及び環境保全に関し、必要な事項	(任務) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討、評価し、知事に必要な意見を述べる。 (1) 環境監視の方法 (2) 環境放射線等の調査測定結果 (3) 放射性廃棄物の環境への放出状況及び保管管理状況 (4) その他発電所周辺の安全確保及び環境保全に関し、必要な事項
(委員会) 第3条 委員会は、委員31人以内をもって組織する。 2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験者その他適当と認める者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。	(委員) 第3条 委員会は、委員29人以内をもって組織する。 2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験者その他適当と認める者のうちから、知事が任命又は委嘱する。
(委員の任期) 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。	(委員の任期) 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任することができる。
(会長及び副会長) 第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。 2 会長及び副会長の選任は、委員の互選による。 3 会長は、委員会を代表し、委員会の事務を掌理する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。	(会長及び副会長) 第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。 2 会長及び副会長の選任は、委員の互選による。 3 会長は、委員会を代表し、委員会の事務を掌理する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

新	旧				
(専門部会) <u>第6条 委員会に、次の表の左欄に掲げる専門部会を置き、これらの専門部会の所掌事項は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</u>	(会議) 第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。 (専門部会) 第7条 委員会に、 <u>技術専門部会</u> （以下「専門部会」という。）を置く _____。				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>環境専門部会</u></td><td style="padding: 5px;">第2条第1号、第2号、第3号（放射性廃棄物の環境への放出状況に係る部分に限る。）及び第6号の任務に関する技術的事項</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>原子力安全専門部会</u></td><td style="padding: 5px;">第2条第3号（放射性廃棄物の保管管理状況に係る部分に限る。）、第4号及び第5号の任務に関する技術的事項</td></tr> </table>	<u>環境専門部会</u>	第2条第1号、第2号、第3号（放射性廃棄物の環境への放出状況に係る部分に限る。）及び第6号の任務に関する技術的事項	<u>原子力安全専門部会</u>	第2条第3号（放射性廃棄物の保管管理状況に係る部分に限る。）、第4号及び第5号の任務に関する技術的事項	
<u>環境専門部会</u>	第2条第1号、第2号、第3号（放射性廃棄物の環境への放出状況に係る部分に限る。）及び第6号の任務に関する技術的事項				
<u>原子力安全専門部会</u>	第2条第3号（放射性廃棄物の保管管理状況に係る部分に限る。）、第4号及び第5号の任務に関する技術的事項				
2 専門部会は、会長が指名する委員をもって構成する。	2 専門部会は、会長が指名する委員及びその他会長が適當と認められる者をもって構成する。 3 専門部会は、委員会の任務のうち、技術的事項を所掌する。				
(部会長) <u>第7条 専門部会に部会長1人を置く。</u> 2 部会長の選任は、専門部会を構成する委員の互選による。 3 部会長は、専門部会を代表し、専門部会の事務を掌理する。 4 部会長に事故があるときは、専門部会を構成する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。 5 部会長は、専門部会の審議結果を委員会に報告するものとする。 (会議) <u>第8条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</u> 2 専門部会の会議は、会長の指示により部会長が招集し、部会長が議長となる。 (事務の処理) <u>第9条 委員会の事務は、県民環境部において処理する。</u> (雑則) <u>第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。</u>	(部会長) 第8条 専門部会に部会長1人を置く。 2 部会長の選任は、部会_____を構成する委員の互選による。 3 部会長は、部会_____を代表し、部会_____の事務を掌理する。 4 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。 (事務の処理) 第9条 委員会の事務は、県民環境部において処理する。 (雑則) 第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。				